

令和5年第3回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和5年9月13日開会

四 万 十 町

議案第45号

四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて
住民の意思を問う住民投票条例について

四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民
の意思を問う住民投票条例を次のように定める。

令和5年9月13日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて
住民の意思を問う住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、四万十町文化的施設整備事業（以下「本事業」という。）に係る
施設規模の見直しを求めることについて、町民の意思を明らかにし、町政の民主的
かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 前条の目的を達成するため、本事業に係る施設規模の見直しを求めることに
関し、町民の意思を明らかにするための町民による投票（以下「住民投票」という。）
を行う。

2 住民投票は、町民の意思が正しく反映されるものでなければならない。従って、
この条例の解釈及び運用は、町民の意思表示の自由を保障するとともに、町民の意
思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、町長が執行するものとする。

2 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協
議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、四万十町選挙
管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

(投票日の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算
して90日を経過する日までの間において町長が定めるものとする。

2 町長は、投票日の10日前までに投票日を告示しなければならない。

(投票の資格者)

第5条 住民投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 投票日において年齢満18歳以上の日本国籍を有する者

（2） 前条第2項の規定による告示の日の前日において、その者に係る本町の住民票が作成された日（他の市（特別区を含む。）町村から本町に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上本町の住民基本台帳に記録されている者（投票日（第7条第2項に規定する期日前投票にあつては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。）まで引き続き本町に住所を有していない者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票における投票の資格を有しない。

（投票の方法）

第6条 住民投票は、秘密投票とし、1人1票とする。

2 住民投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項に規定する○の記号の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申し立てて代理投票をさせることができる。

5 点字による投票の方法は、規則で定める。

（投票所における投票）

第7条 投票人は、投票の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

（投票用紙の様式）

第8条 第6条第2項に規定する投票用紙は、別記様式のとおりとする。

2 第6条第5項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

（情報公開）

第9条 町長は、住民投票の適正な執行を確保するため、町民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

2 町長は、前項に規定する情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければならない。

(住民投票運動)

第 10 条 住民投票に関する住民運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は町民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票の効力の決定)

第 11 条 投票の効力の決定にあたっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の施設規模の見直しを求めるの欄及び施設規模の見直しを求めないの欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の施設規模の見直しを求めるの欄及び施設規模の見直しを求めないの欄のいずれに記載したのかを判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(投票及び開票)

第 13 条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の規定により行われる本町の議会議員又は長の選挙の例による。

(投票結果の告示等)

第 14 条 町長は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、町議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第 15 条 町議会及び町長は、四万十町まちづくり基本条例（平成 22 年四万十町条例第 25 号）の理念に鑑み、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(規則への委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、住民投票の実施の翌日から起算して 90 日を経過した日に、その効力を失う。

別記様式（第8条関係）

裏

		○をつける欄 <small>らん</small>
施設規模の見直しを求めない	施設規模の見直しを求める	選 択 肢

<注意>

1 四万十町文化的施設整備事業について、あなたが良いと思う選択肢の上の「○をつける欄」に○をつけてください。

2 ○のほかは、何も書かないでください。

表

令和 年 月 日執行

四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを
求めることについて住民の意思を問う住民投票

印

備考

- 1 投票用紙の大きさは、縦 120 ミリメートル、横 78 ミリメートルとする。
- 2 用紙の色は白色とし、印刷の文字は黒字とする。
- 3 投票用紙に押印すべき印は、刷込印とする。